

## 逗子市廃棄物減量等推進審議会 関係条文

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

### 逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（平成 6 年 3 月 1 日 逗子市条例第 5 号）

（設置）

第 7 条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、逗子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 8 条 審議会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

（任期）

第 9 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 10 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営事項の委任）

第 11 条 この章に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 逗子市廃棄物減量等推進審議会規則（全文）

（平成6年3月30日 逗子市規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号）第11条の規定に基づき、逗子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、資源循環課において処理する。

（平8規則2・一部改正）

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（昭和31年9月28日 逗子市条例第6号）

（目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第5項の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(26) 廃棄物減量等推進審議会委員

別表第1

職名		報酬額
条例第1条第4号、第5号、第8号から第10号まで、第19号から第40号まで、第42号、第43号及び第45号から第55号までに掲げる職にある者	委員長（会長及び議長を含む。）	日額 12,500円
	委員	日額 11,500円

## 逗子市情報公開条例(抜粋)

(平成13年3月31日 逗子市条例第3号(平成2年逗子市条例第6号を全部改正))

(会議の公開)

第20条 地方自治法第138条の4第3項の附属機関及び実施機関の設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の会議は公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 他の法令又は条例に特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合